

お客さま各位

西日本シティ銀行

カードローン規定の改定について

当行は、カードローン規定第 23 条および民法が定める定型約款の変更の規定に基づき本規定を改定いたします。

記

1. 改定内容

(1) 第 6 条（契約期間）第 2 項

変更前		変更後	
商品	キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」	商品	キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」 <u>ATMカードローンプラス</u>
最終貸越年齢	70 歳	最終貸越年齢	70 歳
最終契約期限	70 歳	最終契約期限	70 歳

(2) 第 13 条（期限前の全額返済義務）第 2 項

変更前	変更後
<p>2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。</p> <p>② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。</p> <p>③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。</p> <p>④ 暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>⑤ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>	<p>2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。</p> <p>② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。</p> <p>③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。</p> <p>④ <u>この契約が住宅ローン契約予定者専用商品に該当し、他の金融機関等で住宅ローンを契約する場合等、銀行との住宅ローン契約が成立しなかったとき。</u></p> <p>⑤ 暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>

2. 効力発生日

2022年11月28日（月）

※ 改定後のカードローン規定全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

<ホームページ規定一覧> https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以 上